

忍性菩薩良觀年譜

橋川正

はしがき

一兩年前、洛西横尾の西明寺を訪れて、その書庫を一見した際、目録に忍性菩薩年譜なるものを見出だしたので早速検索に力めたけれどもさうしても探し出すことが出来なかつた。その後同好の人々に忍性菩薩年譜の所在を訊いたが、的確な答に接することを得なかつた。然し注意を怠らずに居たところが、南都西大寺の所蔵に係る忍性菩薩略行狀記を披覽するに及んで、これが嘗て西明寺書庫の目録中に見た忍性菩薩年譜であるらしく考へられるやうになつた。同書の内題には性公大德譜とあつて、この書の外に別に忍性菩薩年譜なる古書は無いやうである。忍性菩薩の傳記は、元亨釋書をはじめとして、律苑僧寶傳等にも比較的詳しく述べてあるが、それらの傳記の史料となつたと思はれるものとして、略行狀記を擧げることが出来るであらう。今年早春、東上の砌鑊倉に立ち寄つて菩薩の開創に係る極樂寺に詣し、更に西大寺所蔵の性公大德譜と同題のものを見たので、校合することが出来た。極樂寺本の外題は相陽極樂開山忍性菩薩行記となつてゐる。

こゝで少しく性公大德譜の説明をせねばならぬ順序であるから簡単に述べること、同書の體裁は傳教大師の傳法偈によく似たもので、七字一句合して二百五十句から成り立つてゐる。奥書に

延慶第三冬十月、小比丘澄名謹誌

忍性菩薩良觀年譜

右偏爲_ニ慕德結緣_一、只志之所レ之不レ顧_ニ人嘲_一、烈_ニ二百五十句_一、擬_ニ二百五十戒_一、只恨纔讀レ口不レ行レ身、可_レ轉悲_ニ。

こあるから、著者ご著作年時を明かにし得る。延慶三年ごいふご菩薩遷化の嘉元元年から數へて八年目であるから、史料として最も信憑すべき價値あることが知られる、著者澄名に就いて詳かにすべからざるは遺憾であるが、奥書の文言から見ても判る通り、菩薩の遺弟たることは疑ひながらう。右に述べたやうに同書が七字句の偈の文體であるので、年譜としては無理に縮めた點があり、省略された節もあらうから、精到な傳記に比べては稍霞を隔てゝ見るやうな感じもないではないが、年代的に見て最も古いものであるから、今これを經て年譜の骨組みし、これに他の史料例へば、吾妻鏡、關東往還記、感身覺正記、日蓮上人遺文、元亨釋書、極樂寺文書、律苑僧寶傳等の記事を緯としてこれに配し、不完全ながら菩薩の年譜に供する。

極樂寺の田中密天師の談話に據るご同寺には古くから菩薩の遣行記ご題する甚だ詳細な傳記があつたさうであるが、他出中火に遭つて鳥有に歸したといふ、現存するならば有力な参考資料ごするこしが出來たであらうのに惜しいことをした。

昨年京都帝國大學文學部史學研究會の機關雜誌なる史林誌上に、興正菩薩叡尊の自叙傳感身覺正記を紹介したのであるが、今叡尊の弟子なる忍性の年譜を編むこの出來たのは、淺からぬ因縁と思ふ。凝然の律宗瓊鑑章を見て、「西大寺叡尊和上、門徒極多」にして擧げる中に忍性上人を最初に出だして居るのでも、忍性が叡尊門下の牛耳を執つて居たことが知られやう。

○一歳、建保五年（皇紀一八七七、西紀一二一七）

良觀上人諱忍性、父伴貞行母榎氏、和州城下屏風生、建保五年七十六（性公大德譜、以下略して單に譜と呼ぶ。）

菩薩の俗姓は伴氏、建保五年七月十六日に大和國城下庄屏風村に呱々の聲を上げた。城下庄とは磯城下庄の意で、現に磯城郡三宅村の大字に屏風がある。これ菩薩生誕の地である。その母について竹林寺墓誌（後出）には「厥妣橘氏女」とあるから、榎は橘の誤字に違ひない。僧寶傳も榎氏としてゐるが、譜の誤を傳へたのであらう。

○十一歳、安貞元年

生年十一安貞元、就_レ師學問信貴山_一、唱_二五字咒_三祈_四道心_五（譜）

十一歳、就學。同國生駒郡の信貴山に登つたのであるが、この時代の就學年齢の参考になるであらう。五字咒とは五字文殊法の真言阿羅跋者那をいふ。

○十三歳、寛喜元年

寛喜元年十三歳、誓斷食肉_一學_二慈氏_三（譜）

かくも幼少の時から至心に道心を祈り、食肉を断じたことは、將來戒律傳持の第一人者として世に立つ基礎を築いたものである。

○十四歲、同二年

生年十四同二年、摺文殊像并行戒(譜)

前年彌勒菩薩を仰いだ忍性は、今年は轉じて文殊菩薩を信じその像を摺刷して戒行にいそしむやうになつた。文殊菩薩の信仰が後年大なる發展をなすのであるが、その萌芽として注意しておきた
い。

○十六歲、貞永元年

貞永元年十六歲、母儀逝去訪菩提、居額安寺經八旬、同年剃髮而出家、毎月參詣安倍寺、首尾四年祈發心(譜)

まごかな夢はこゝに破綻を告げた。七月十日(墓誌)、悲母の臨終に薙髮出家したのであるが、その動機については後に譲る。額安寺は同國生駒郡平端村大字額田部に在る、安倍寺は磯城郡安倍村大字阿部にある、安倍の文殊堂にて今も有名で、美はしい木造文殊の像を安置する寺である。首尾四年發心を祈るとは正に入道の煩悶期である。律苑僧寶傳には、悲母逝去の記事を稍詳しく載せ、「十有六、母染疾、師侍湯藥、未嘗廢離、疾將棘時、謂師曰、死則死、所可憾者、未見子之沙門相爾、師卽薙髮爲僧、及母喪、悲哀過禮、念親恩難報、至額安寺、請僧衆作佛事、且圖文殊像七燈、安置諸刹、以助冥福」といふ。しかば菩薩の出家は全く悲母の志に據るものである。

○十七歳、天福元年

生年十七天福元、登壇受戒東天寺（譜）

圓晴、有嚴、覺盛、叡尊の四大徳が自誓受戒した嘉禎二年に先立つ三年前であるから、この時
登壇受戒といつても、ほんの形式に止まるものであつたに違ひない。けれども戒律復興の新紀元前
に於て登壇受戒が全く不可能でなかつたことを物語つて居る。

○十八歳、文暦元年

文暦元年十八歳、讀誦法華發信心、採花供佛一夏中（譜）

懊惱の域を漸く脱して自行の歷程に旅立つこととなつた。

○十九歳、嘉禎元年

嘉禎元年十九歳、六年毎月詣生馬（譜）

生馬は生駒（極樂寺本には生駒にする）で、前に出た信貴山の峯續きでその北に當る。僧寶傳には
「毎月詣生馬山、歸命文殊大士、斷食唱五字咒五洛叉」といふ、熱心な文殊の行者として精進した
のである。

○二十歳、同二年

生年二十同二年、七日斷食三箇度、念五字明五十萬（譜）

前述の通りである、一洛叉(Lakṣa)は十萬であるから、五洛叉即ち五十萬である。

○一十三歳、延應元年

一十三歳延應元、誓斷婬酒盡未來、參籠生馬二七日、祈菩提心念文殊、同年四月二十日、興正菩薩受十重(譜)

自行の上に漸く曙光を認めると共に、はじめて興正菩薩に出會した年として長く記念すべき年である。感身覺正記にいはく「九月八日、忍性良觀房、授十重、飲酒因勸出家、流淚答曰、某甲爲父母一男子、故父母共崇異他、就中母殊悲哀、過于常例、母爲病侵命迫旦暮、願見沙門形、故俄剃髮着法衣、彌悲將來、夏冬無恃而不厭穢土、不欣淨土、唯悲忍性將來之憂苦、而息絕魂去、於是某甲齡十六歲、報恩謝德無力、拔苦與樂失術、唯仰本尊文殊威力、當十三年忌辰、奉圖七鋪文殊、安置當國七宿、每月二十五日、一晝一夜、不斷令唱文殊寶號、以所生功德、送亡母之生所、爲解脫之勝因、果此宿願耳、當出家學道云々」。忍性のこの告白によつて出家の動機はよく盡されて居る、忍性が兩親特に悲母の愛を一身に鍾めたこと、その母の遺言に隨ふて佛道に入ったこと、並びに亡き母のことを忘れかねて積功累徳を志し、七鋪の文殊圖像を大和一國の非人部落に安置しようとする由來が詳しく窺はれる。

但し忍性が興正菩薩に會ふて十重禁戒を受けた時日が大徳譜では四月二十日と記されてゐるのに

反して、覺正記には九月八日となつて居る。何れが正しいか、史料としては何れも同等の價値を有つて居るから、取捨判断に苦しまざるを得ぬ。一の事實を兩者の何れかが時日を誤つて傳へたか、或ひは二回の事實と解すべきか、その邊の決定は第三史料の發見せられるまで保留しておかう。

亡母の十三年忌辰といふと忍性の二十八歳になるまで待たねばならぬから、觀尊は忍性の告白に對つて「出家功德、廣大無邊、不如出家受持佛禁戒、以所生功德、送彼生所、爲拔苦與樂之因」、財物不定、爲五主奪人命、無常寧可待十三年乎」といつた。「是時無分明、領狀退畢」と覺正記のこの記事は結ばれて居る。因みにいふが觀尊はこの時、三十九歳で、忍性より十三の年長である。

○二十四歳、仁治元年

二十四歳仁治元、窮情上人聽舌迹、則觀無常捨身財、悉施貧乏圖佛像、同年四月第三日、興正菩薩稟十戒、同十一日受真戒、遁世後住西大寺、僧衣洗濯掃房舍、借書諸寺學學徒、建常施院扶病客、修悲田院濟乞丐、不堪行步疥癩人、自負送迎奈良市、所有衣服施非人、我著疊瓶湯暖席、到北山宿誠現業、癩者改悔誹法罪、圖文殊像摺般若、大聖感夢示詠歌(譜)

窮情上人即ち大悲菩薩覺盛から梵網經舌迹記の講義を聞くに及んで、身と財との二を施捨する心を抱くやうになり、こゝに端なくも戒行の現實化となつて、化他の事業が盛んに起されるやうになつた。鎌倉時代に於ける戒律復興の社會的意義はこの化他利生を外にしては何ものも求めることは

出來まい。忍性の新生涯こゝに初まるといつても肯て過言ではなからう。

忍性が具足戒を受けた顛末については、覺正記に有力な記事がある。

正月忍性又來云、去年秋所申約少時立願、此奉圖繪文殊尊像、一鋪安置安寺之西邊之宿、令彼宿輩受持一晝夜齋戒、致開眼供養之軌則、擬遂報恩謝德之意願、其後可遂出家、普通昌導旁有憚、下向如形作法、授八齋戒乎云云。

三月六日致其作法、是人非人持齋及四百人云云、受菩薩戒人三十人也、彼忍性三月末出家、四月三日受十戒、十一（西大寺本）に作る、今淨住寺本に據る）日受具、十六日結夏大僧八人。

かくの如くにして忍性は西大寺の住侶となり、常施、悲田の兩院を開設し、自ら布施行にいそしむやうになつた。その動機に就いては、元亨釋書に「性詣四天王寺、聞豊聰太子四院施藥、療病事、悲田、敬田志慕焉、自此處構療病悲田之院」となるのを參照せねばならぬ。聖德太子の御精神に感激したこととは疑ひないであらう。北山宿とは奈良の北方にある有名な非人部落で、北山十八間戸と呼ばれるものである、忍性の亡き母を念ふ至情が、叡尊の思想に共鳴し、こゝに文殊菩薩の信仰に依つて非人救濟が始められるに至つたばかりでなく、濟世の事業がすべて宗教的に起されるやうになつたことを記憶しておきたい。

○二十五歳、同二年

或時忍性來等、馬司住人乘詮舜蓮房語忍性曰、每非人病安置文殊之願、不可思議、奉圖繪一鋪、可安置何宿云云。又長笠寺繼實理觀房奉安置三輪宿送如形供養物、可致開眼讚歎云云。卽十一月十八日、於三輪宿、奉開眼讚歎、其間子(叡尊)思惟、離名聞利養清淨之作善、何事如之、奉繪圖一鋪文殊、於悲母墓所邊和合爾宿安置供養、誓心決定(覺正記上)。

叡尊の所謂清淨の作善が盛んに行はれるやうになつた手續を見ることが出来る。三輪宿も亦非人部落で、七宿の隨一である。

○二十六歳、仁治三年

正月忍性又曰「馬司乘詮、又發七宿別供養後、可遂惣供養之願」、爲成此願、勸父母親友始四恩講爲開白、可下向云云隨喜彼願下向馬司(覺正記上)。

忍性が四恩講を營むについて、叡尊の下向を求めたのであるが、四恩講とはさすがに忍性の思ひ附きうことである。今日に於てもこの四恩講の精神は大いに振起する必要があらう。かくして叡等は馬司、北山、長谷寺、南法花寺、新井口、森屋、車獄屋、東獄を巡錫して授戒してゐるが、恐らく忍性の切なる請に應じたのであらう。

○二十七歳、寛元元年

二十七歳寛元元、關東下向七月上、造立丈六文殊像、同年先妣十三回、癩宿十七集千人、悉施飲

食勸齋戒(譜)

この年の關東下向のことは他に徵すべきものがない。忍性が母を失つたのは十六歳の時であるから、十三回忌は前述の如く二十八歳の時でなければならぬ。譜に同年とあるけれども、翌寛元二年とせねばならない。後考を要する。

覺正記には左の如き記事を見る。

忍性良觀房出家以後、發興法利生之願^一、但鈍機始學不益他人渡大宋國^二、迎律章衆普可助未學^三、意樂深重勵力勸也、於是覺如成願房吉野前^四也伴此願^五、予勸須學律、依之忍性隨勸誘旨^六、覺如欲果本願^七、忍性往還南北二京^八、借用行事鈔^九、十四人結契、自十二月始開講談義^十。

忍性が戒律に關する聖典の流布に如何に苦心したかが知られる。奈良京都の間に歩みを運んで、行事鈔を借り集めた面影が偲ばれるではないか。

○二十八歳、同二年

二月二十六日歎尊は忍性の亡母十三年之追善のために、結崎(今、磯城郡川西村大字結崎)屏風に赴き、心地觀經報恩品の文を読み、講義をした。その時、法華經轉讀七千部に及ぶ十郎入道なるものが四郷の殺生禁斷の狀を出した(覺正記)。

○二十九歳、同三年

二十九歳同三年、泉州家原稟別受（譜）

家原は行基菩薩生誕の地である、興正忍性の二菩薩が行基に倣ふ所の多いことは、種々の點に就いて窺ふことが出来るが、九月十四日（墓誌）その生誕の地に於て受戒したといふことも輕々に看過することは出來ない。覺正記に依ると九月中旬に家原寺で如法別受の苾芻戒を始行し、叡尊自らは十三日戌時に圓滿戒を受け、別受戒の者は都合二十六人あつたといふ。忍性はその二十六人中の一人であつたに相違ない。

○三十一歳、寶治元年

寶治元年三十一、唐船歸朝赴鎮西、請來律宗三大部（譜）

この事蹟も覺正記の記事とよく一致する。即ちそれによるごと、この年の春聖教御迎のために忍性比丘等を鎮西に下し遣したが、六月二十二日に定舜隆信房が歸朝し、忍性等の迎へを受けて先づ律の三大部十八具諸經論等を運上したが、八月四日に西大寺に到着した。定舜自身は三大部二具を携へて十月八日に西大寺に歸着した。記録別に在りといふが、果して現存するかどうか不明に屬する。律宗傳播の上にこの舶載の圖書が、如何に重大な意味を有つてゐるかは説明する迄も無からう。

○三十六歳、建長四年

三十六歳建長四、關東下向弘_ニ律儀、先詣_ニ春日_ニ祈_ニ擁護_ニ、折_ニ杜櫛枝_ニ誓隨逐_ニ、八月十四就_ニ鎌倉_ニ、九月

十五詣_{鹿島}、參籠三日獻_{法華}、極月四日到_{三村}、院主歸_{德作}律院、止住十年移_{柳營}(譜)
建長四年語_{同學}曰、正今南畿毗尼屬_{我尊丈}也、東州未有_{人矣}、我雖_{未得}頗欲_{先度}耳、是我輩
之志也、乃如_{常州}宅_{清涼院}、關_{律學}(元亨釋書)

律宗傳播の沿革からいつて、この年は確かに新紀元を劃すべきものである。從來の律宗は近畿地方を中心としたのであるが、當時新傾向の流行した關東地方特に政治の中心たる鎌倉幕府の所在地に戒律思想をもたらした點に於ては、忍性を以て第一人者に推さねばならぬ。覺正記で見ると、忍性は正法無き所に、佛法を興隆し衆生を利益せむといふ願を發して關東に下向したとある。後年叡尊が關東に下向するやうになるのも、その種子は忍性によつて下されたものと解せねばならぬ。

この記事を以て、覺正記に現はれる忍性に關する事柄の最後とする。鹿島はいふ迄もなく常陸の鹿島神宮であるが、三村は釋書にいふ清涼院のこととて、關東往還記にも三村寺(僧寶傳は三郵寺に作る)の名が見えて居る。筑波郡三村郷(今、小田村)の三村山にあつた寺である。寺は既に亡びて今はその廢墟を留めてゐるに過ぎぬといふ。

○三十八歳、同六年

三十八歳同六年、始授_{具戒}作_{和上}(譜)

この年はじめて戒師となつたのである。

○四十歳、康元元年

生年四十同八年、鹿島神託_{示靈異}(譜)

十月五日、建長を康元と改めた。こゝにいふ鹿島の神託が如何なる内容のものであつたか明かでないが、この時代の佛教と神道との關係を見るべき一例とせねばならぬ。

○四十五歳、弘長元年

四十五歳弘長元、請_{鎌倉}住_{釋迦堂}(譜)

三十六歳の項下に見えた「止住(常陸)十年移_{柳營}」に一致する。請はれたといふからには、請ふた人を求めるべならぬが、これについては極樂寺略縁記に詳細な記事がある。即ち北條義時の子重時(法諱觀覺大居士)が、これより先き正元元年の孟春に常陸に留錫中の忍性を招請して極樂寺に住せしめむとした。抑極樂寺は、前年一老僧の造營に係るが、修造の切を終らずして示寂した。その境内は甚だ狭小であるから、重時は寺を移轉して律門の道場たらしめる考へであつた。この考へを聞いて、忍性は繁華の地は塵埃に穢されるから、これより西に當つて地獄谷といふ龍池のある處に移しては如何であるかと勧めたのである。そこで重時とその嫡子長時及びその弟の業時と戮力して造立の事を運び七堂伽藍を創建した、現在極樂寺のある土地がそれである。工事は正元元年に始まつて文應元年に終つた。なほ四十九院をも建立して兜率淨土の寶刹に擬するところもあつた。重時も

文應元年には、極樂寺の地に別業を構へてこれに移り、念佛讀經の外は他事を交へなかつた。吾妻鏡によれば、弘長元年四月二十一日、二十四日、二十五日の各條にこの別業に關することが見えてゐる。

四月二十一日

依可有^レ入^ミ御于奥州禪門極樂寺亭^一、被^レ相催供奉人^一、可^レ爲^ミ直垂立烏帽子^ニ之由云云。

二十四日 晴

將軍^{馬駿}入^ミ御于奥州禪門極樂寺新造山庄^一、御息所同渡御、相州禪門豫令候給（供奉人交名省略）

二十五日

於極樂寺御第^ニ有^レ御笠懸^一。

かくしてその年の十一月三日、重時はこの別業に於て發病往生した。行年六十四歳、その法號は極樂寺殿觀覺大居士といふ。忍性がその葬儀の導師となつた。（吾妻鏡・極樂寺略縁記）

譜に釋迦堂に住すといふのは、極樂寺成功の後、一時こゝに住んだこともあるのであらう。釋迦堂は釋迦堂谷（犬懸谷と大御堂谷の間）に在つて、北條泰時が故義時追福のために建立した伽籬である。

極樂寺本ではこの句の次に「西明禪儀受重病」の句があつて、「此七字ハ外□本ニナシ」といふ旁

注がある。西大寺本では、この句が文永二年の下に出て居るが、北條時頼が病によつて出家したのは、この前年（康元元年）で弘長三年に卒去したのであるから、もとより文永二年の下にあるべき句ではない。

○四十六歳、同二年

四十六歳同二年、光業召請_ニ多寶寺、止住五年行_ニ僧法（譜）

この年は師叡尊が鎌倉に來たので、忍性は慈恩を報する念ひで、しきりに奔命にいそしんだやうである。性海の筆に成つた關東性還記の中から、忍性の行蹟として見るべきものを拾ひ出すと次の如くである。

三月二十六日

依_ニ越前守_時時_子所望_ニ、忍性行_ニ向彼家_ニ、妻子已下家人皆受_ニ齋戒_。

五月一日

儲食、行_ニ向兩處之悲田_ニ與_ニ食_。并授_ニ十善戒_。（忍性向_ニ濱悲田、賴玄向_ニ大佛悲田_。）。

六月十六日

朝、行_ニ自恣五德_。（忍性向_ニ玄_。）

晦日

行梵網布薩、長老與欲說戒。忍性。

七月二十日

加賀入道雖參、不獨對面、（私云違例のためなり）幻謁忍性受戒。

二十一日

行御影供、相模左近大夫川村來臨、不獨對面之間、遇忍性受戒。

二十六日

自遠國爲受戒來集之輩、長老違例之間、不遂本望、空欲歸之由、諸人愁吟之間、忍性數百人、

授菩薩戒。

二十九日

夕行四分布薩說戒。忍性。

因みにいふ、叡尊は前に述べた釋迦堂の附近、故攝津前司の後家を宿としてゐた。

光業を西大寺本には光葉に作つてゐるが、兩本共に誤字とすべきではなからうか。極樂寺略縁起には「春應于北條氏平業時之招、泉谷多寶寺之寺務、補上人焉」とある、業時の誤りであらう。泉谷は龜谷郷に屬する。

○四十七歳、同三年

寂明寺入道時頼の請に依つて、光泉寺に至つた（極樂寺略縁起、僧寶傳）。時頼の卒したのはこの年の十一月二十一日であるから、それより以前のことには違ひない。

十月二十六日、重時の三年佛事を極樂寺で修した。宗觀房を以て導師とした（吾妻鏡）。

○四十八歳、文永元年

新宮之跡同四年、非人施行三千餘（譜）

二月二十八日、弘長を文永に改めた。新宮とは、鶴岡若宮の意味と解すべきか、或ひは後に述べる極樂寺境内の熊野新宮とすべきか明かでない。然し何れにしても「跡」とは如何であらう。後考を待つこととする。

鎌倉に非人が少くとも三千以上に及んでゐたといふことは、その市勢を考察するに足る興味ある材料といはねばならぬ。鎌倉が單なる武家の都でなかつたことはいふ迄もない。

○四十九歳、文永二年

四十九歳文永二、始授灌頂爲闍梨、八幡告夢奉戒法、後授三十有餘人（譜）

西大寺本では第三句と第四句とが顛倒してゐる。譜にいふところは説明を加へる必要を認めぬが、新たに鎌倉に入つた津宗と八幡とが、何等かの交渉を開くに至つたことは注意せねばならぬであらう。

鎌倉の辻々に四箇格言を唱道した日蓮上人が、律國賊の具體的對象として忍性を好標的とするやうになつたが、現存する上人の遺文に徵して、極樂寺の良觀上人の名の現はれるのは本年に始まる。日蓮上人は、忍性より五歳下の四十四歳である。即ち聖愚問答鈔に次の如く口を開いて居る。

就中極樂寺、良觀上人は上^ミ一人より下^モ萬民に至て、生身の如來^ヲ是を仰ぎ奉る見^{ニルニ}彼行儀^ヲ實以て爾也。飯島の津にて六浦の關米を取ては諸國の道を作り、七道に木戸をかまへて人別の錢を取ては諸河に橋を渡す。慈悲は齊^{ニシク}如來^ニ德行は越^{ニタリ}先達^ニ。汝早く生死を離れんと思は^レ五戒二百五十戒を持ち慈悲をふかくして物の命^ヲ殺さずして、良觀上人の如く作^レ道^ヲ渡^レ橋^ヲ是第一の法也汝持んや否や、愚人彌合^{セラ}掌^ヲ云能々持ち奉んと思ふ具に爲^レ我是を説^キ給^ヘ。(中略) 次に道を作り橋を渡す事還て人の歎き也。飯島の津にて六浦の關米を取る諸人の歎き是多し。諸國七道の木戸是を旅人のわづらい只在^ニ此事^ニ眼前の事なり汝不^{レバ}見否や。

當時の一般社會から忍性が如何に深大の尊敬を受けつゝあつたか^レ察せられるではないか。立脚地を全然異にした興法利生の上人と皆歸妙法の上人との對照は、實に鎌倉に於ける一偉觀^ヲすべきであらう。北條氏の歸依を得て居た忍性の位置を考へ、一轉して、日蓮の所説に向へば、それが如何に當時危險視され過激扱ひを受けたかといふ實際に接することが出来るであらう。日蓮遺文に見えて居る六浦とは六箇處の浦であるらしい。坂東に六浦といふ地名は無いやうである。六浦とは何

處と何處であるか知りたいものである。飯島とは和名抄に見えてゐる常陸國鹿島郡伊島郷即ち後の飯島村(今、併合せられて白鳥村となる)ではなからうか。然しこゝが鎌倉時代に船の泊となつてゐたかどうかは確かでない。遺文にいふ飯島がこれに違ひないとすれば、忍性が常陸に留場した關係に因るものであらう。

○五十一歳 文永四年

五十一歳文永四、八日移_住極樂寺、請_三大部則七遍、宗要三十・古迹七、教戒三十・淨心三、讀_一章服儀_{誠蠶衣}、五十餘人斷_{絹絮}、三時勤行二時食、除_{病急緣無懈怠}、不畜_{餘衣}著_{龜衣}、不敢_{美食先檢約}、取_{菓子種}植_{山野}、獄舍施行育_{與杖}、非人與_{袋狗子飼}、病者施_{藥捨子養}、出持_{餞貨施乞丐}、入用_{餅菓與攀躋}、每日三座供養法、四分梵網隔日誦、文殊講式・壽量品、遺教・行願各一卷、地藏文殊觀自在、種子名號各一遍、書寫三禮爲_{衆生}、釋迦三願舍利禮、十方諸佛及師僧、三時禮拜各三遍、地藏小咒并寶號、八字文殊各千遍、一稱一禮不爲_身、萬善萬行回_{法界}、同年極月受_{灌頂}、阿性上人勸修寺(譜)

譜の文から解釋すると四十五歳以來、五十一歳まで釋迦堂に住したやうであるが、日蓮遺文から見ても極樂寺の良觀上人で名が通つてゐたのであるから、事實はむしろ釋迦堂を兼帶して、兩處の間を往き來したのであらう。右によつて持戒生活の如何に嚴重であつたかを知ると共に、社會事業家

としての風貌が一面に於て描き出されて居る。一々の言葉の註釋は煩はしいから省略するが、病者の慰安はもとより、一般社會の落伍者を保護し、動物の愛護にまで及んで居ることは見逃せない。阿性は忍性の弟子であらう。

○五十二歲、同五年

十月十一日附を以て日蓮より書狀を送り來つた。この書は北條時宗、宿屋光則、平頼綱、北條彌源太、建長寺道隆、大佛殿別當、壽福寺、淨光明寺、多寶寺、長樂寺等に宛てた書狀と同時に出了るもので、内容も大同小異である。全文は左の如くである。

與極樂寺良觀書

就ニテ西戎大蒙古國簡牒ノ事ニ鎌倉殿其外ヘ令レント書狀ニ候。日蓮去文應元年之比勸ヘ申シ如ニ立正安國論ノ毫末計リモ不ニ相ニ違セ之ニ候。此事如何。長老忍性速ニ讒ニ嘲弄之心ヲ早ク令レント歸ニセ日蓮房ヘ給ヘ。若不レ然ラ者輕踐人間者與白衣說法之失難サ脱シ歟。依法不依人トハ如來ノ金言也。良觀上人ノ住處ヲ說ニ法華經ニ云、或有阿練若納衣在空閑ト、阿練若ハ翻ニ無事ト、爭日蓮ヲ讒奏スル之條住處ト相違セリ併カシ似ニ學嬌賊ノ聖人也。僭聖增上慢ニシテ今生國賊來世ハ墮ニ在セシ「那落」必定矣。聊カモ悔ヒナ先非可レシ歸ニ日蓮。此趣奉リ始ニ鎌倉殿ヲ建長寺其外ヘ令シ披露ニ候。所詮欲セバ遂ニト本意ヲ不レ如ニ對決ニ、即以ニ三藏淺近之法ヲ、向ニハ諸經中王之法華ニ、如下ナラン江河ト、大海、華山ト、妙高、勝劣ト。蒙古國調伏ノ祕法定テ可レク有ニ御存知

候歟。日蓮日本第一、法華經行者爲蒙古國退治、大將、於一切衆生中亦爲第一トハ者是也。文言多端不能ハ盡レヌ理ヲ、併カラ令ニ省略セ候。恐恐謹言。

文永五年戊辰十月十一日

日蓮花押

謹上 極樂寺長老良觀聖人御所

○五十三歳、同六年

五十三歳文永六、江島祈雨甘雨降、鐵塔供養九月八、黃蝶魚蛤集聽聞、新宮艸創同六年（譜）

祈雨效を奏したことは僧寶傳にも載せて居る。鐵塔を供養して奇瑞を得又新宮を創建した。この新宮は極樂寺の古圖に徵して、同寺境内にある熊野新宮であらう。

○五十五歳、同八年

大旱魃によつて、六月十八日、日蓮と祈雨の行競べをした。日蓮の頼基陳狀にその顛末を載せて居る「去文永八年太歲辛未六月十八日大旱魃の時、彼御房（良觀）祈雨の法を行て萬民をたすけんと付申候由日蓮聖人聞給て、彼體は小事なれども此次でに日蓮が法驗を萬人に知らせばやと仰ありて、良觀房の所へ仰つかはすに云、七日、内にふらし給は、日蓮が念佛無間と申法門すてゝ良觀上人の弟子と成て二百五十戒持つべし。雨ふらぬほどならば彼御房の持戒げなるが大誑惑は顯然なるべし。（中略）仍良觀房の所へ周防房入澤ノ入道と申念佛者を遣。御房と入道は良觀が弟子又念佛者也。いま

に日蓮が法門を用事なし、是を以て勝負とせむ。七日内に雨降ならば本の八齋戒念佛を以て往生すべしと思ふべし。又雨らずば一向に法華經になるべしといはれしかば、是等悦て極樂寺の良觀房に此由を申候けり」云々と細叙してゐるが、忍性は弟子百二十餘人と共に頭より煙を出だし、聲を天に響かし、或ひは念佛或ひは請雨經或ひは八齋戒を説いて種々に祈請した。四五日になるまで、雨のけはひもなかつたので、多寶寺の弟子等數百人を呼び集めて力を盡して祈つたけれども、七日の内に露ばかりも降雨なく、この間日蓮は使者を三度まで遣はしたといふ。右の如き行競べの結果を招いたので「良觀房は涙を流す弟子檀那同く聲をおしまず口惜がる。日蓮御勘氣を蒙時、此事御尋有しかば、有のまゝに申給き。然ば良觀房身上の恥を思はゞ跡をくらまして山林にもまじはり、約束のまゝに日蓮が弟子ともならば、道心の少にてもあるべきに、さはなくして無盡の讒言を構て殺罪に申行はむとせしは貴き僧か」と詰問したといふ。當時に於て兩上人は眞面目に祈雨を争ふたのかもしれぬが、今日から見れば大分兒戯に類して居るやうである。忍性側の史料を覗くので、これがどれ程まで事實を傳へてゐるのか判らぬが、忍性自ら祈雨を行ふたことは五十三歳の時の例でも知られるが、極樂寺略縁起に「夫炎天大旱之年者、大守欽命或亦應萬民望、行請雨之法、降大雨顯國士、安生民、惣是請雨興止雨 既逮于二十四度、每祈施效驗焉」とある。何れも若干の割引をして見るべきであらう。

なほこの年の筆といふ日蓮の行政訴状御會通にも、良觀に關する記事が見える。兩上人の關係を窺ふべき一資料として併せて擧げるならば左の如くである。

而良觀上人當世日本國ノ小乘ハ不^ハ存^ニ昔^ニ科^ヲ。又云年來ノ本尊彌陀觀音等ノ像^ヲ入レ火^ニ流レ水^ニ等云云、此事慥^{カナル}指シ出^{シテ}證人^ヲ可^{レシ}申^ス若無^ニ證據^ニ良觀上人等自取^{シテ}出本尊^ヲ入レ火^ニ流レ水^ニ欲^{レル}負^{セント}科^ヲ於日蓮^ニ歟。委細^ハ糾明^{セン}之^ヲ時無^ニ其隱^ニ歟、但無^ニ御尋^{一間}其重罪讓^ニ渡^ス良觀上人等^ニ破^ニ失^{セル}二百五十戒^{一ヲ}因縁不^レ如^ニ此大妄語^{一ヲ}、無間大城之人勿^シ求^ル「佗處^ニ」。又云集^ニト囚徒於室中^ニ云云(中略)但良觀上人等所^ニ弘通^ハル法、日蓮難難^シ脱^ハ之間、既^ニ可^{レシ}令^ニ露顯歟、故^ニ爲^レ隱^ニ彼邪義^一、相^ニ語^{ラヒテ}諸國^ノ守護地頭雜人等^ヲ言^ハ、日蓮並弟子等^ハ阿彌陀佛^ヲ入レ火^ニ流^レ水^ニ汝等^カ大怨敵也^ト云云、切^レ頸^ヲ追^ヒ出所領^ヲ等^ト勸進^{スルガ}故日蓮之身^ニ被^ハ疵^ヲ弟子等^ヲ及^ニ殺害^ニ數百人也、此^レ偏^ニ良觀念阿道阿等上人出^{ニタリ}大妄語^{一ヨリ}有^レ心人人^ハ可^{レシ}驚^ク可^{レシ}怖^ル云云。

○五十六歲、同九年

五十六歲同九年、立^ミ十種願利^ミ群生^(譜)

十種の願ひの内容は不明であるが、利生救濟に關したことによれば相違ない。

この年二月に成つた日蓮の開目鈔下卷「東春に即是出家處攝^ニ一切惡人等者、當世日本國には何處ぞや」と筆を一轉した下に、諸寺の名を擧げ、それに續いて「華洛には聖一等、鎌倉には良觀等に似

たり」といつて居る。日蓮が忍性を目して鎌倉佛教の代表者とした考へが窺はれる。

○五十八歳、同十一年

同十一年飢餓死、於大佛谷集飢人、五十餘日施粥等（譜）

大佛谷は今の長谷の大佛のある處で即ち深澤の地に於て、賑窮したのである。

○五十九歳、建治元年

五十九歳建治元、陽春二月二十三、當寺炎上堂舍滅（譜）

二月二十三日、極樂寺の伽藍が鳥有に歸した。なほこの年二月に成った日蓮の教行證御書に忍性の書狀を引いて居る。

又建宗の良觀が云々法光寺殿（奉訴特其狀云々）、忍性年來歎云當世日蓮法師ト云ヘル者在レ世ニ齋戒墮獄云々、所詮何なる經論に有リ之哉是。又云々當世日本國上下誰カ不ラン念佛セ、念佛無間ノ業ト云々、是れ何なる經文ぞや慥なる證文を對シテ日蓮房ニ聞レ之ヲ是。總じて是體の爾前得道の有無の法門六箇條云々。然るに推知するに極樂寺良觀が如ニ已前ノ日蓮に相值フて可レ有ニル宗論ニ由縕る事有レバ之者、
上二目安ラ對シテ極樂寺ニ可レ申ス。

○六十歳、同二年

塔婆建立同二年、文殊告夢成合力（譜）

昨年炎上の極樂寺が、再建の緒に就くことゝなつた。

○六十一歳、同三年

この年成つた日蓮の下山御消息に涅槃經の文を引き像法の中に、當に比丘あるべし。像持律に似て、少し經を讀誦するといふ實例として「相州鎌倉極樂寺の良觀房にあらすば、誰を指出て經文をたすけ奉べき」と詰め寄せて居る、なほ同じくこの年六月に成つた賴基陳狀に注目すべき文字がある。それは日蓮が「死罪を止て佐渡の島まで遠流せられ候しは、良觀上人の所行に候はずや。其訴狀は別紙に有之。抑生草をだに伐べからずと六齋日夜法に被給ながら、法華正法を弘むる僧を斷罪に可_レ被_レ行旨被_レ申立者、自語相違に候はずや如何。此僧豈天魔の入れる僧に候はずや。但此事の起は、良觀房常の說法云、日本國の一切衆生を皆持齋になして八齋戒を持せて、國中の衆生天下の酒を止めむとする處に、日蓮房が謗法に障られて、此願難_レ叶_レ歎_レ給候間」云々と述べる語である。惜しいことには右にいふ訴狀が現存して居ないから隔靴搔痒の憾があるが、多少日蓮の僻目も交つて居りはしないかと思ふ。忍性は日蓮のやうな激しい性格の人でないから、まさか日蓮の斷罪をその筋に懲懲するやうなことはすまい。日蓮が死罪一等を赦されて遠島となつたについては、むしろ忍性の盡力に依る處が多かつたのであらう。前に引いた下山御消息の本文を熟讀すると、その意味が現はれて来る、忍性の慈悲性からいへば、寧ろこの見方が事實に近いやうである。これは日蓮の龍口

法難の真相を究める上からいつても餘程注意を要する。全體今までの日蓮傳研究に、忍性を餘り深く注意してゐないやうであるが、日蓮傳の祕密の鍵は、忍性によつて握られてゐる邊があらうから今後研究の歩はこの方面に向つて進められねばならぬ。

○六十二歳、弘安元年

舞樂供養弘安元、靈神感_レ夢結縁人、皆生_ニ淨土悟_ニ無生、自_ニ建治ニ至_ニ弘安、文殊ニ鋪毎月圖、二十五日與_ニ縞素_一、六十二歳弘安元、椎尾山頂建_ニ寶塔_一、掘出礎石數十_六(譜)

この年に至つて極樂寺も金堂を除くの外は_レ再建落成を告げた。靈神とは熊野權現を指すか。椎尾山は常陸國真壁郡に在つて、今紫尾村といふ。山に椎尾寺藥王院(天臺宗所屬)がある。

○六十四歳、弘安三年

この年二月に成つた日蓮の新池御書に亦忍性に言及してゐるところがある。即ち左の如くである。今生身の如來の如くみえたる極樂寺の良觀房よりも、此經を信じたる男女は座席を高く居ることこそ候へ。彼二百五十戒の良觀房も日蓮に會ぬれば腹をたて眼をいからす是たゞごとにあらず。智者の身に魔の入かはればなり。譬ば本性よき人なれども酒に酔ぬればあしき心出來し人の爲にあしきが如し(下略)。

日蓮遣文に忍性の事の見えるのはこれを以て最後とする。日蓮はこれより二年を経て入寂した。

○六十五歳、同四年

六十五歳同四年、御教書下祈翼國、七日不斷四王咒、稻村百座仁王講、三千餘艘悉退散(譜)

蒙古襲來のあつた年で、忍性の師叡尊が老軀を提げて大いに活動したことは、感身覺正記の上に詳しく述べてゐる。忍性も亦怨敵退散の熱禱をこめた一人である。極樂寺略縁起にも「弘安四年、蒙古襲來時者、奉勅命^ニ登于稻村山(稻村崎の山の意味)修護國之祈、退^ニ二十萬餘之夷敵爲天下太平」といひ、その結果極樂寺は後宇多天皇の勅願寺となつたといふ。元來略縁起は永祿四年に成つたものであるから、この勅願寺の記事の如きも俄かに信せられぬであらう。

○六十六歳、同五年

七月十八日、四天王寺藥師院の長老觀心房より傳へた舍利一粒を廣隆寺桂宮院の中興中觀上人(澄禪)に傳へた。太秦廣隆寺に藏する舍利相傳本記の中に、忍性自筆の讓狀が残つてゐる。即ち左の如くである。同狀中に見える安嘉門女院は、後高倉院の第二女國子内親王で、後堀河天皇の准母であらせられる、弘安六年九月四日御年七十五で薨せられた方で、年來興正菩薩を御歸依になつてゐた。(太秦廣隆寺史八一頁以下) 謂狀には宛名を闕くけれども前後の手續の關係から、推定を加へて說を立てたに過ぎぬ。

奉讓佛舍利一粒

此御舍利者、安嘉門女院牙舍利之分散、自天王寺藥師院之長老觀心房手相傳十一粒之內也。右依御所望之御志深、奉渡之狀如件

弘安五年七月十八日 沙門忍性(花押)

○六十七歲、同六年

六十七歲、同六年、疫癘滿國人民卒、和尚悲愍集門前、每日僧徒加療養(譜)
説明するまでもなからう。

○六十八歲、同七年

六十八歲弘安七、祈雨齋戒滿六千、度々請雨勸齋戒、一一莫不降大雨、同年補任二階堂、五大
堂大佛別當(譜)

請雨のことが復見えるが、鎌倉佛教を考察する上に、見逃せない一項とせねばならぬ。二階堂は
大倉郷の永福寺のこと、五大堂はそれより東南に當る明王院である。忍性が鎌倉に於ける勢力を察
するに足る。

○七十歲、同九年

生年七十同九年、始奉祈雨御教書、請雨止雨二十餘、每度無不施效驗(譜)
前述の如くである。

○七十一歳、同十年

金堂供養同十年、八月九日眞言供、桑谷病屋同十年、不擇_ニ親疎_ニ病者集、和尚恒臨致_ニ問訊_ニ(譜)
炎上後こゝに至る十二年初めて金堂の落慶を舉げることが出來た。桑谷は極樂寺の近傍である、
同寺古圖にも薬師堂の傍らに療病院や少し離れて藥湯堂を見ることが出来る。地藏堂に接して病宿
や施藥悲田院が描かれて居る。これらの屋舎を訪問して病者を慰め所謂第一福田たる看病を行つた
のであらう。

○七十二歳、正應元年

八月上_ニ洛謁_ニ本師、興正菩薩爲_ニ闍梨、九月十九受_ニ懽頂、正應已後十二年、初受重受比丘戒、二千六
百八十人、三十九年則不記(譜)

興正菩薩の入滅に先立つ二年、八十八歳の老和上に會ふて忍性は無量の感にうたれたであらう。
三十九年則ち記せずとは、正應已前三十九年間の受戒者は記さぬといふ意味であらうか、明瞭を缺
く。關東に下向した建長四年から數へるとこの年まで三十六年である。

○七十五歳、同四年

始結戒壇_ニ行_ニ別受、兩度四日六十人(譜)

極樂寺の古圖に戒壇堂を示すが、これであらう。鎌倉の戒壇はこれまで餘り知られてゐないやう

である。

○七十六歲、同五年

七十六歲正應五、興正菩薩第三回、上洛供養四王堂、勸帷千領施諸僧(譜)

極樂寺本洛字の右肩に南都と朱書する、上洛といふが實は奈良に赴いたといふ意味である。前上の洛もこれと同意たることはいふ迄もない。師叡尊は正應三年八月二十五日滿九十歲を以て滅を唱へたから、宛かも本年の三回忌辰に當つて西大寺に參詣したのである。四王堂は西大寺のそれである

○七十七歲、永仁元年

七十七歲永仁元、異國降伏院宣下、四月上洛到八幡、尊勝神咒七晝夜、同年八月奉綸旨、補東大寺大勸進(譜)

略縁起に「永仁元年夏、奉詔登于京都、於石清水八幡宮而修蒙古降伏之法、安聖朝萬機之政、故龜山法皇、有_レ叡感_レ、賜_レ傳燈大法師位、還_レ當山、仲秋又奉_レ綸旨、登_レ華洛、則補_レ于南都東大寺之大勸進_レ矣」といふことよく一致する。弘安文永の役後、襲來の風聞しきりに至り、異國降伏の準備をさく怠りなかつた一資料とすることが出來やう、當時龜山、後深草、後宇多の三上皇が在すが、略縁起に依つて院宣は龜山法皇の出し給ふたものと窺はれる。綸旨は伏見天皇の出し給ふたのであら

う、何れも本文は不明である。

○七十八歳、同二年

七十八歳同二年、四天王寺任別當、建石鳥居二丈五（譜）

略縁起には「次年勅任攝州天王寺之主務、迺建立石華表・是爲本朝石鳥居始也」といふ、有名な石の鳥居である、かくして太子の前例を遂ふて療病悲田の二院を設け、薬師の尊像を安置して、利生に力めたといふ。

この年七月、安藝國豊田郡瀬戸田町光明三昧院に高さ二丈八尺の十三層の石塔婆を建立した。これは今なほ現存するがその銘は

釋迦如來遺法二千二百

四十三年奉 勅造立之

永仁二年七月日 忍性

この忍性は良觀上人と同名異人でないかと疑つたが、四天王寺に來錫中、中國安藝の邊にまでの化益が及んだものと解せられる。然し忍性自ら下向して造立したものと限らぬから、人を遣して建てさせたのであらうと考へる。然らばこの石塔婆は「塔婆建立二十基」中の隨一と見做すべきであらう。佛滅紀年を刻したのも、忍性の性格にふさはしい。「奉勅」は伏見天皇の勅をうけたまはつ

たものと見られる。

○八十一歳、同五年

八十一歳永仁五、八月九日真言院、草創供養曼陀羅供(譜)

真言院は極樂寺のそれであらう。古圖によると寺の東北隅に見える。

○八十二歳、同六年

八十二歳同六年、建立坂下馬病室、常莅_三彼_二厭_一唱_三佛_二名_一、札書_三真_二言_一令_三繫_二頭_一(譜)

動物愛護の事業として注意せねばならぬ。坂下は、現に極樂寺の東に大字となつて残つて居るが古圖にも坂下馬病室が描かれて居る。

この年大和河内地方の三十ヶ寺が關東御願所となつたが、忍性の盡力に依るところ甚だ大であらう。これに關する二通の文書及び、六波羅探題の施行案文を左に掲げておかう。但し五月十一日付忍性の書狀は、自筆ではないやうである。何れも極樂寺文書に收めるものであるが、この他同寺には書狀二通(正月十日付、十一月二日付)を藏する。前者には、「くだしくすり」のことが見え、注目に値すべく、後者は妙性房宛の斷簡である。この二通は紙質筆勢から見て自筆の原本に違ひないと判せられる。前述の關東御願寺に關するものは左の如くである。

南都西大寺以下僧尼寺々三十餘ヶ寺申_三成_二關_一(東脱か)御願所候了、貴寺其隨一候、於_三御_二教_一書正文

者、留置西大寺候、案文并寺號注文令進之候、此條雖不輒事候、戒律之陵廢、佛法之衰微、夙夜歎存候之間、枉申行候了、彌勵興法利生如說修行之大道、令受隨相應候之様、可被觸仰滿寺之諸僧候哉、恐々謹言。

(永仁二)五月十一日

沙門忍性

西琳寺長老

六波羅殿御施行案文

可禁斷守護代并地頭御家人等於西大寺以下諸寺致監惡事、右任今年八月十日關東御下知旨、可致沙汰之狀如件

永仁六年九月九日

右近衛將監平朝臣(北條宗方)

前上野介平朝宗(大佛宗宣)

關東御祈禱諸寺

西大寺	招提寺	菩提寺	藥師院	不退寺	大御輪寺	額安寺	海龍王寺	西琳寺	般若寺
喜光寺	大安寺	敷興寺	竹林寺	速成就院	淨住寺	大乘院	弘正寺	寂福寺	泉福寺
三學院	真福寺	惣持寺	神願寺	金剛寺	利生護國院	多田院	已上僧寺		

法花寺 道明寺 三ヶ院 豊浦寺 光臺寺 舍那院 妙樂寺 已上尼寺

都合三十四ヶ寺 永仁六年四月日

(極樂寺文書)

右にいふ御敎書の正文、八月十日の下知狀の遣つてゐないのは残り惜しいが致し方がない。西琳寺は河内國南河内郡古市村に在つて、一に古市寺と稱する古刹である。

○八十四歳、正安二年

新宮炎上正安二、陽春二月二十三、不送年月致新宮、勸請諸神十二社(譜)

二月二十三日に極樂寺の熊野新宮社殿が祝融の災を蒙つたので、早速再建にとりかゝつて、十二社を勧請した。古圖に見える辨才天や春日社はその十二社に属するものかも知れぬ。

○八十五歳、同三年

八十五歳正安三、田那部池懸祈雨、未及歸寺大雨降(譜)

この年又請雨の效驗があつた。古圖を見ても寺の境内に請雨池があるが、今いふ田那部池とは、鎌倉にあつた池であると、極樂寺で聞いたが、どの邊にあつたものか明かにせぬ。

○八十七歳、嘉元元年(皇紀一九六三、西紀一二〇三)

八十七歳嘉元元、累日炎旱草不枯、普授齋戒三萬餘、一日摺寫大般若、一濡不降經五日、清瀧祈誓捨身命、小蛇出現甘雨降(譜)

これ亦請雨の益の一。清瀧も、前の田那部池と同じく、所在を明かにせぬ。鎌倉の地理に詳しい方に御尋ねしたい。一日に大般若經を摺寫したといふと、その版木があつたに違ひない。印刷文化の沿革資料としても注意すべき記載ではないか。頓寫といふことを聞くが、これは頓刷の事實を傳へるものである。

以上譜の文を逐一各條に擧げて來たが、こゝで一段落を告げて、菩薩生涯の作善の總括に移る。

伽藍草創八十三、百五十四堂供養、寺院結界七十九、塔婆建立二十基、二十五基塔供養、渡^ニ一切經十四藏、圖^ニ畫地藏^ニ與^ニ男女、一千三百五十五、請^ニ來律宗三大部、一百八十六部也、戒本摺寫與^ニ僧尼、三千三百六十卷（十卷、西大寺本部也に作る）馬衣并帷與^ニ非人^ニ、都合三萬三千領、水田一百八十町、寄進聖跡三十二、亘^ニ橋一百八十九、作^ニ道七十一箇所、三十三所掘^ニ井水、六十三所殺生禁、浴室病室非人所、各立五所休^ニ苦辛^ニ、三十七年住當寺、下洛以後五十二、自行化他滿足已。

實に自行化他満足し已はるといふの他はない。俊乘房重源、興正菩薩叡尊と共に、菩薩を以て鎌倉時代の三大社會事業家と呼ぶべき所以又こゝに存する。福田の全てを網羅したといはねばならぬが元亨釋書には、これに加へて桑谷の療病所に於て二十年間に瘡者四萬六千八百人、死者一萬四百五十人を取扱ひ、「活者踰^ニ五之四」也と施療の成績の著明なりしことを傳へて居る。愈々入滅の時迫つて嘉元元六二十三、子時一寢病不^ニ愈、貴賤問訊終不斷、遺誠感懃著^ニ大衣^ニ、口誦^ニ秘明^ニ手結印、端坐

不動對釋尊、遂使壽八十七、通受夏臘六十一、七月十二子入滅。

坂東に初めて戒律を傳へた菩薩は、師觀尊の寂後十四年、鎌倉の地に靜かに入滅した。譜に夏臘六十一といふが、具足戒を受けたのは二十四歳の時であるから、僧寶傳に記すやうに僧臘六十三を以て正しいとする。恐らく一は三の誤であらう。略縁起にすると、菩薩は七日以前に既に入滅の日を知つたといふ、遺骸を荼毗して極樂寺の西畔に葬つた、現に大五輪塔を以て墓標として居る。但し遺骨は三分されて、これを銅瓶に容れ、極樂、竹林、額安の三寺に納めることとなり、墳墓を三所に築いた譯である。

今、大和國生駒郡南生駒村大字有里の竹林寺にある五輪塔下から發見された舍利瓶が、唐招提寺に傳へられてゐる。銘文は稍長いものであるけれども、譜の記事と對照して、菩薩の傳記に一層確實な證明を與へる點が多いから、全文を掲げておかう。

良觀上人舍利瓶記

和尚法諱忍性、西大寺沙門也、俗姓伴氏、厥考伴貞行、厥妣橘氏女、建保五年丁丑七月十六日、誕於大和國城下郡屏風里、貞永元年七月十日、十六歳、出家歸道、天福元年、於東大寺戒壇院、登壇受戒、爾後隨興正菩薩、仁治元年四月十一日、通受於西大寺受之、寛元三年九月十四日、別受於家原寺受之、遂則專恢興律宗、兼弘傳密教、智行相備、薰修差積、人歸慈悲、世仰興隆、是

以遐方近士、尊卑縕素、莫不恭敬頂禮、歸服信向、況亦匪啻東關之歸敬、既及上都之尊崇、特奉東大寺大勸進、再補天王寺別當職、壽八十七、今茲七月十二日子刻、端座如常、着僧伽梨、威儀安祥、心住觀念、手結密印、口誦秘明、奄終於極樂寺、便其曉更寅刻、火葬於寺之西畔、弟子等、再歎永絕、攀慕無休、只拭悲泣、淚撫遺骨、相分舍利、留置三所、一分極樂寺、一分竹林寺、一分額安寺、是依遺命也、入銅瓶之中、納遺跡之靈境、勵一心之禮、約當來之三會

嘉元元年歲次癸卯十一月日

付法住持沙門 桑 真
石塔願主比丘 禪 意

彌手作 沙門 入道良殿

極樂寺、額安寺の舍利瓶は今日これを知ることが出来ないが、恐らくこの竹林寺と同様の墓誌を刻したものであつたに違ひない。

滅後二十六年、嘉曆三年に至つて遺弟の請により後醍醐天皇から菩薩號を賜はつた。極樂寺に藏する宣命、奉書の案文は左の如くである。

忍性菩薩號事

宣命案

忍性菩薩良觀年譜

勑傳燈大法師位忍性者、挑法燈於闔室、琢戒珠於日域、化儀立被遐邇、循循誘人、誦響之繼晨
霄、翼翼克已、五十二位之內證、雖巨暗、辨五十二年之練行、於是自彰廣施檀施、誠爲悲增、
仍任彼弟葉之請益、宜許其菩薩稱號矣。

嘉曆三年五月二十九日

奉書案

忍性菩薩事、內證之果位、雖難被定其號就檀悲增之德行、遣弟等所(か)請、相達天聽被許
菩薩之稱號、異[]行基菩薩等、邂逅之例、非[]謚號之儀、仍不反[]名字沙汰之由、被仰下候也敬[]

嘉曆三、六月二日

大納言藤原定坊

本正上人御房

減後三年、嘉元三年閏十二月二十四日、凝然大德の記せる竹林寺略錄(白石文書に依る)に菩薩を

讀して

爰關東極樂寺傳律開山忍性菩薩者、本大和國人也、從幼至終、一期所作、專信文殊偏事慈育、
常躋當峯而拜靈廟、恒籠當窟而禮本尊、隨月不止、逐日彌新道心、慈憐天焉亦加聖力慈悲、
興隆本然重添冥助、大智縱橫之德、廣大利濟之行、興法傳燈之計、弘戒講律之業、無非大聖文殊
之威力、全同^二行基菩薩之事業^二、依之上人、彌運信心、於當山、更致紹隆於此寺、身住關東遠送^二

什物、處隔吳越、暨言興隆、遂安六口僧侶、行不斷光明之法送隨身佛像、爲永代修習之本尊、加之法會料物講談依怙施入非一、寄附有數、圓寂之後、納芳骨於當山安置之、構期遣體於來際、此乃與日月而耀照、與城石而播德、檀那結緣於上人、知音取信於聖靈、仁滿關東輩溢遠近、彼々諸檀、沒後遺骨、多安此處、逐年非一、則前緣之所致、宿因之所感也、上人遺跡、門輩非一、俱慕當山並崇遺塔、從在生至沒後、自近所至遠方、上人懇志何日報盡、遺門芳志事亦難忘、大聖文殊之利潤、如是菩薩聖靈之善巧、在茲、當寺起因、事義是多、備錄難盡、祖記梗概而已。

といふ。本稿を終るに當り、元亨釋書及び僧寶傳の贊を併せて掲げることとしよう。

○贊曰、予考性師之事、利濟之迹可見矣、蓋又世其家焉、抑不知戒之挾檀乎檀之挾戒乎。

○贊曰、興正菩薩以毘尼之道、陶治天下學者、師實捷出其間、能樹正法幢、鬱爲一方衆首、道韻高同斗山、德聲香於蘭桂、而且性極仁慈、其可以利益物者無不爲也、嗚呼若師者、千百人中不能一二見焉、謚爲菩薩、宜其然矣。(大正十二年四月二十八日夜草)